

(参考1)

## 西日本5社の今夏の需給対策について 抄

平成 23 年 7 月 20 日  
電力需給に関する検討会合

### 3. 西日本の今夏の需給対策の基本的考え方

#### (2) 需要面

- ⑤ 電力需給の逼迫が予想される場合には、需給調整契約の最大限の活用による大口需要家等への需要抑制や、政府から一層の節電を依頼する「需給逼迫のお知らせ」による情報提供を行う。

(注) 翌日の予備率が3%未満になると予想される電力管内がある場合には、需給が逼迫していることを管内に周知し、より一層の節電を促すために「電力需給逼迫のお知らせ(仮称)」を発出。タイミングは前日夕刻と当日朝を想定。